省 CO_2 独立型施設支援事業　Q&A

（改訂履歴）

令和３年５月 13 日

1.　変更箇所

（変更理由）1AA の場合、仕様により「自動車検査証」が取得できない場合があります。

番号	改定前	改定後
B-1	**（質問）**自立型可動式ハウスの適法性を示す資料とはどのようなものですか。 **（回答）**建築物として設置する場合は建築確認申請を行い、「確認済証」（写）を提出してください。申請時に「確認済証」の提出が間に合わない場合は、建築確認申請を行ったことを証明する書類を提出し、発行され次第提出をお願いします。なお事業完了時には「完了検査済証」（写）を提出していただきます。 車両として扱う場合は、車両として扱う（建築基準法の適用を受けない）根拠を示した上で、**1AA、１CC の場合は「自動車検査証」を、１AAA の場合は必要に応じて**「基準緩和の認定」「特殊車両通行許可」の取得が必要となります(詳細は財団までお問い合わせください)。いずれも申請時には、その取得手続きの開始時期の見込みなどを記載してください。なお事業完了時にはすべてそろっている必要があり、それができない場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。 このほか、平常時の用途（飲食、宿泊等）に応じた許認可等もあります。加えて独自に規制条例を制定している自治体もあることから、建築物・車両いずれの場合も、平常時にハウスを設置する場所の自治体に事前に相談し、その結果を議事録等で示してください。 なおこうした適法性は、本補助金で取得したハウス等を廃棄するまで満たす必要があります。	**（質問）**　　〃 **（回答）**建築物として設置する場合は建築確認申請を行い、「確認済証」（写）を提出してください。申請時に「確認済証」の提出が間に合わない場合は、建築確認申請を行ったことを証明する書類を提出し、発行され次第提出をお願いします。なお事業完了時には「完了検査済証」（写）を提出していただきます。 車両として扱う場合は、車両として扱う（建築基準法の適用を受けない）根拠を示した上で、**「自動車検査証」あるいは**「基準緩和の認定」「特殊車両通行許可」の取得が必要となります(詳細は財団までお問い合わせください)。いずれも申請時には、その取得手続きの開始時期の見込みなどを記載してください。なお事業完了時にはすべてそろっている必要があり、それができない場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。 このほか、平常時の用途（飲食、宿泊等）に応じた許認可等もあります。加えて独自に規制条例を制定している自治体もあることから、建築物・車両いずれの場合も、平常時にハウスを設置する場所の自治体に事前に相談し、その結果を議事録等で示してください。 なおこうした適法性は、本補助金で取得したハウス等を廃棄するまで満たす必要があります。

2.　追加箇所

追加部分（下記）が青文字になっています。Q&A 集をご確認ください。

・説明追加→A-27、C-4、D-14

・質問追加→A-30～33、B-19～20、C-12

省 CO_2 独立型施設支援事業　Q＆A

（改訂履歴）

令和３年４月 23 日

（変更）

番号	改定前	改定後
48	（質問）エネルギーの完全自給に向け、大型の太陽光パネルや蓄電池（20kwh）、水循環装置などを導入すると、研究開発費等も含めて数千万円以上/1 棟の費用が発生します。その場合も 500 万円が上限ですか。 （回答）数千万円以上の補助対象経費が発生した場合も、1 ハウスあたりの上限は、500 万円となります。	（質問） 〃 （回答）数千万円以上の補助対象経費が発生した場合も、1 ハウスあたりの上限は、500 万円となります。なお、研究開発費は補助対象外となっておりますのでご注意ください。
49	（質問）導入設備について、申請時にはメーカーや品番が確定できません。申請書類に記載する経費を概算で算出してもいいですか。 （回答）導入必須設備ならびに導入任意設備そのものが補助対象となっていますので、申請時に確定している必要があります。なお、当該設備が販売中止になるなどやむを得ない場合、設備要件を満たした上で、申請時と異なる設備を代替使用しても構いませんが、必ず事前に財団にご相談ください。	（質問） 〃 （回答）導入必須設備ならびに導入任意設備そのものが補助対象となっていますので、申請時には見積書等の根拠に基づき、メーカーや品番、価格等を記入してください。なお、事業を実施する際にメーカーや品番を変更する必要が生じた場合は、事前に財団にご相談いただくとともに、その理由を説明していただきます。なお交付額は、応募時の申請額以下となる点にご留意ください。

（追加）※新たに以下を追加しました

番号	質問	回答
19	太陽光パネルの設置位置に制限はありますか。	施設の屋根または壁に設置していただきます。それ以外の制限は設けていませんが、発電効率を踏まえ、屋根の上の活用が妥当と考えています。ただし、平常時における豪雪地帯の雪対策という明確な理由があるのであれば、屋根から勾配をつけた「軒」を取り付ける等の設置方法を認める場合があります。ただし、軒は着脱可能とし、軒を外した際の施設の寸法は JISZ1614 に定めるものになるようにしてください。
22	「補助対象設備要件一覧」によると、蓄電池システムにおけるパワーコンディショナーは、太陽光発電システムと共用のハイブリッドパワーコンディショナー仕様に限定されるという理解でよろしいでしょうか。単機能型は太陽光発電システムの電気が一度分電盤を通るため、認められないということになりますか。	パワーコンディショナーが単機能（専用）型またはハイブリッド型であるかについては問いません。ただしいずれにしても、補助対象となる施設の要件「非常時には避難所、仮設宿泊施設、医療拠点等として使用できる」等を満たすものとして実装されるものでなければなりません。
27	空調機の室外機が、JIS 規格のコンテナサイズからはみ出る可能性があります。その場合の扱いについて教えてください。	JIS 規格に基づくサイズの要件は、ハウスの移動時に、筐体の安全基準を守るためのものです。移動時に取り外しができれば、平常時、筐体の外にエアコンの室外機等の付属物を設置しても問題ありません。
28	停電時等の非常時に使用する分電盤は、全負荷分電盤/特定負荷分電盤どちらの仕様とするか指定はありますか。	指定はありません。

31	地域防災計画や防災協定について、申請時に取り決める必要がありますか。また、調整相手となる市町村の担当課に条件はありますか。	申請時までに取り決めていなくても問題はありません。ハウスを設置する自治体と協議いただき、令和4年度中の見込みとして申請を検討してください。また調整する担当課は各自治体へお問い合わせください。
35	提出する「事業概要書」に枚数制限などはありますか。	枚数制限は特段設けていません。基本的には実施計画書に書ききれない内容や詳細を概要書でご説明いただきたいと考えています。制限はありませんが1コンテンツ1～2枚程度でご検討いただけたらと思います。
37	CO2の削減効果の算出に用いる「Gファイル」について、従前の設備がない中で、「導入前」との比較はどのように行えばよいですか？	Gファイルの「従来機器・システムの性能値」を参照いただき、それでもない場合は、現在流通している商品を適宜選択し、メーカーのカタログ、ホームページ等から参考値を入力してください。
43	代表事業者が市町村の場合、申請時点で予算の裏付けは必要でしょうか。現在本事業は予算措置されておりません。申請期日までに議会の開催予定がなく、予算成立の見込みがありません。このような場合は、予算見込みの資料でも可能でしょうか。	当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。申請時に予算措置がされていない場合は、予算資料等ご検討内容がわかる資料で問題ありません。